

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3236号から第3241号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の6件の答申を行いました。

答申第3236号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3237号では、横浜市交通事業管理者が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3238号では、横浜市病院事業管理者が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3239号から第3241号まででは、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「電話対応メモ（特定年月日1）」外2件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3236号】
- (2) 「交通局が保有する私に関する情報 特定年月日」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3237号】
- (3) 「医療局病院経営本部病院経営課が保有する私（特定年月日生）に関する情報（2023年以降）」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3238号】
- (4) 「健康福祉局が保有する私に関する情報」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3239号】
- (5) 「港北区福祉保健センターが保有する特定個人（特定年月日没）に関する情報」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3240号】
- (6) 「市民局が保有する私に関する情報 特定年月日」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3241号】

2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3236	令和5年6月7日	令和5年8月28日	令和5年10月13日	令和5年11月8日	個人	市長
3237	令和5年7月10日	令和5年8月10日	令和5年11月8日	令和5年12月4日	個人	交通事業 管理者
3238	令和5年7月21日	令和5年8月28日	令和5年11月8日	令和5年12月4日	個人	病院事業 管理者
3239	令和5年7月5日	令和5年8月7日	令和5年11月8日	令和5年12月5日	個人	市長
3240	令和5年7月5日	令和5年8月9日	令和5年11月8日	令和5年12月5日	個人	市長
3241	令和5年7月10日	令和5年8月9日	令和5年11月8日	令和5年12月6日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3236	「電話対応メモ(特定年月日1)」外2件(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報一部開示 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第78条第1項第7号柱書に該当 ・記録者の対応、評価及び所見に関わる情報部分 (開示されることにより、積極的に記録を残すことが困難になり、適切な給与手当等の支給を行うという労務上、行政運営に支障を来すことが予見されるため)	開示範囲を 拡大すべき
3237	「交通局が保有する私に関する情報 特定年月日」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報不開示 法第82条第2項に該当 (法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求の補正の求めに対して、期限内に開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項などの補正がなされず、請求対象の保有個人情報を特定できなかったため)	原処分妥当
3238	「医療局病院経営本部病院経営課が保有する私(特定年月日生)に関する情報(2023年以降)」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報不開示 法第82条第2項に該当 (法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求の補正の求めに対して、期限内に開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項などの補正がなされず、請求対象の保有個人情報を特定できなかったため)	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3239	「健康福祉局が保有する私に関する情報」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 法第82条第2項に該当 （法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求の補正の求めに対して、期限内に保有個人情報の名称その他の保有個人情報開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を示すなどの補正がなされず、請求対象の保有個人情報を特定できなかったため）	原処分妥当
3240	「港北区福祉保健センターが保有する特定個人（特定年月日没）に関する情報」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 法第82条第2項に該当 （法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求の補正の求めに対して、期限内に開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を示すなどの補正がなされず、請求対象の保有個人情報を特定できなかったため）	原処分妥当
3241	「市民局が保有する私に関する情報 特定年月日」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 法第82条第2項に該当 （法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求の補正の求めに対して、期限内に開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項などの補正がなされず、請求対象の保有個人情報を特定できなかったため）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3236	<p>《横浜市職員の児童手当に係る事務について》</p> <p>横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。）に対する児童手当の認定等の事務は総務局労務課で所管している。</p> <p>児童手当の継続について審査し、受給資格がない職員を把握した場合には、当該職員の属する区局労務主管課に対し、児童手当受給事由消滅届の提出を含む手続について案内を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>実施機関が審査請求人及び他の自治体職員と電話でのやり取りを記録した対応メモで、特定年月日1付け（以下「個人情報1」という。）、特定年月日3付け（以下「個人情報2」という。）、特定年月日4付け及び特定年月日5付け（以下「個人情報3」という。）のメモである。</p> <p>個人情報1には他の地方自治体職員及び審査請求人とのやり取りの内容や実施機関の所見が、個人情報2には審査請求人とのやり取りの内容や実施機関の所見が、個人情報3には審査請求人とのやり取りの内容及び実施機関の所見並びに関係法令の条文等が、記載されて</p>

答申 番号	判断の要旨						
3236	<p>いる。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書該当性について》</p> <p>ア 不開示理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 職員による児童手当の問合せは、通常、区局労務担当課を通して行われるものであるが、審査請求人は労務担当課を通さずに実施機関へ直接に処分に関する問合せを続けるようになった。過去に例のない内容で慎重な対応を要する案件であり、問合せには複数の職員で対応しており、メモを作成し実施機関内での共有を図る必要があった。</p> <p>(イ) 当該メモは、職員が電話で聞いた内容を備忘録的に記載したものであるもので全てを記録しているものではない。審査請求人は、神奈川県へ不服申立てを行っており、実施機関としては訴訟が提起される可能性も視野に入れていた。</p> <p>(ウ) 開示することによって、審査請求人が職員の認識と異なる形で当該メモを利用する可能性が高く、職員が委縮して記録することをちゅうちょし、組織的な対応ができなくなるおそれがあり、事務に支障があるため不開示とした。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>実施機関では、審査請求人からの処分の不服に対する問合せについて、労務担当課を経由する通常の方法ではなく、直接的に継続的な電話による対応が行われていたと認められる。そのような状況や審査請求人の神奈川県への不服申立ての状況を踏まえると、職員が訴訟を提起されることを意識していたという実施機関の主張は、不自然・不合理とはいえない。</p> <p>また、当審査会において本件保有個人情報を見分したところ、当該メモは逐語的に全てが記載されているものではなく、電話でのやり取りで不明瞭な部分もある中で聞き取った内容が簡略的に記載されていることが認められる。そのためこれらを開示すると、職員の認識と異なる形で利用されるおそれがあるという主張は不自然ではないし、訴訟を意識した中でそのようなメモを職員が作成することをちゅうちょするという実施機関の主張も不合理とはいえない。</p> <p>よって、本件保有個人情報のうち審査請求人と実施機関のやり取りの内容や実施機関の所見については、本号柱書に該当すると認められる。</p> <p>しかし、個人情報1及び個人情報3のうち別表に示す部分については、他の地方自治体職員の発言内容、国のQ&Aや法令の抜粋部分を記載しているものであり、開示されたとしても実施機関の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、開示すべきである。</p> <p>その他審査請求人の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="304 1509 1461 1704"> <thead> <tr> <th>保有個人情報</th> <th>開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報1</td> <td>不開示部分1行目の全て</td> </tr> <tr> <td>個人情報3</td> <td>1頁目不開示部分4行目から14行目までの全て、2頁目不開示部分15行目から17行目まで及び19行目から28行目までの全て</td> </tr> </tbody> </table>	保有個人情報	開示すべき部分	個人情報1	不開示部分1行目の全て	個人情報3	1頁目不開示部分4行目から14行目までの全て、2頁目不開示部分15行目から17行目まで及び19行目から28行目までの全て
保有個人情報	開示すべき部分						
個人情報1	不開示部分1行目の全て						
個人情報3	1頁目不開示部分4行目から14行目までの全て、2頁目不開示部分15行目から17行目まで及び19行目から28行目までの全て						
3237	<p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 保有個人情報を特定するに足る事項の記載については、実施機関において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。</p> <p>イ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「交通局が保有する私に関する情報 特定年月日」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。</p>						

答申 番号	判断の要旨
3237	<p>(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「交通局が保有する私に関する情報 特定年月日」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が開示請求書の補正を求める文書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に基づき適正に行われたといえる。</p> <p>それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3238	<p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、実施機関において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。</p> <p>イ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「医療局病院経営本部病院経営課が保有する私（特定年月日生）に関する情報（2023年以降）」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。</p> <p>(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「医療局病院経営本部病院経営課が保有する私（特定年月日生）に関する情報（2023年以降）」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が開示請求書の補正を求める文書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に基づき適正に行われたといえる。</p> <p>それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
	<p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、実施機関において、当該記載</p>

答申 番号	判断の要旨
3239	<p>の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。</p> <p>イ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「健康福祉局が保有する私に関する情報」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。</p> <p>(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「健康福祉局が保有する私に関する情報」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が開示請求書の補正を求める文書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に基づき適正に行われたといえる。</p> <p>それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3240	<p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、実施機関において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。</p> <p>イ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「港北区福祉保健センターが保有する特定個人(特定年月日没)に関する情報」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。</p> <p>(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「港北区福祉保健センターが保有する特定個人(特定年月日没)に関する情報」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が開示請求書の補正を求める文書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>基づき適正に行われたといえる。</p> <p>それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3241	<p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、実施機関において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。</p> <p>イ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「市民局が保有する私に関する情報 特定年月日」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。</p> <p>(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「市民局が保有する私に関する情報 特定年月日」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が開示請求書の補正を求める文書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に基づき適正に行われたといえる。</p> <p>それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示請求の手続）

第77条（第1項及び第2項省略）

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者・・・に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関

する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イからトまで省略)

(第2項省略)

(開示請求に対する措置)

第82条 (第1項省略)

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881